

# 「消防団の充実強化 についての検討会」 報告書

平成22年12月

消防団の充実強化についての検討会

## はじめに

消防団は、市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、高い士気を維持しながら精力的に活動を行っており、大いに評価されるべきものである。

しかしながら、消防団を取り巻く社会環境の変化を受けて、団員減少等の課題を抱えているところであり、また、消火や水防の活動はもちろんのこと、大規模災害時の災害防ぎよ、住民の避難支援、救助、平常時における災害予防、国民保護における役割など、消防団の様々な活動に対する期待が広がってきている。

このような状況の下、消防団の充実強化について検討するため、平成22年6月、総務省消防庁に「消防団の充実強化についての検討会」が設けられ、5回にわたり検討を進めてきた。

この中で、消防団員確保のための取り組みに関するアンケート調査及び女性消防団員の活動環境についてのヒアリング調査を実施し、また、これまでの議論の成果も踏まえつつ、消防団の伝統と精神を大切にしながら、国民のニーズの変化や、大規模災害時の対応などの課題にいかに対応するかという視点で、消防団のあるべき姿等について幅広く議論したところである。

もとより、消防団は地域ごとに多様性が大きく、一律に適用できる処方箋を見いだすことには困難が伴うものである。また、時間的制約もあり、結論を明確に出しているものは多くない。

しかし、本報告書が、消防団の充実強化策の確実な実施や、各地域における消防団のあり方、さらには、消防団を含めた、各地域における総合防災力をどのように整えるかについての議論につながっていくことを望むものである。

最後に、本検討会のために御協力いただいた関係各位に深く感謝の意を表する次第である。

平成22年12月

消防団の充実強化についての検討会

座長 室崎 益輝

# 「消防団の充実強化についての検討会」報告書

---

## 目 次

---

はじめに

1	検討会の基本的考え方	1
(1)	消防団の役割の多様化とその重要性	1
(2)	消防団をめぐる課題	2
(3)	これまでの施策	3
(4)	この検討会が設けられた趣旨	5
2	消防団の役割	6
3	常備消防・自主防災組織等との連携	9
4	消防団員の活動環境の整備等	10
(1)	被雇用者団員等の活動環境の整備	10
(2)	消防団員の士気の維持・向上等	11
(3)	入団促進を行う市町村への支援	12
5	女性・学生消防団員の入団促進	13
6	将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成	15
7	地域住民への広報	17
8	終わりに	18

## 《資料》

- 消防団の充実強化についての検討会設置要綱 . . . . . 21
  
- 消防団の充実強化についての検討会構成員名簿 . . . . . 22
  
- 【資料 1】 消防団員確保のための取り組みに関するアンケート結果 23
- 【資料 2】 消防団員数の推移 . . . . . 31
- 【資料 3】 消防団員の年齢構成比率の推移 . . . . . 32
- 【資料 4】 消防団協力事業所表示制度等 . . . . . 33
- 【資料 5】 大規模災害時の消防団の活躍（北淡町） . . . . . 35
- 【資料 6】 大規模災害時の常備消防の限界 . . . . . 36
- 【資料 7】 大規模災害時の消防団の役割（西宮市・芦屋市） 38
- 【資料 8】 消防団員の出動状況（平成 21 年中） . . . . . 39
- 【資料 9】 消防団員の出動状況（出動延べ人数）の推移 . . 40
- 【資料 10】 消防団の勤務条件 . . . . . 41
- 【資料 11】 山梨県南アルプス市での取り組み . . . . . 42
- 【資料 12】 女性消防団員数の割合 . . . . . 43
- 【資料 13】 女性消防団員の活動環境（ヒアリング結果） . . . . . 44
- 【資料 14】 津市消防団の取り組み（デ-ジ-分団） . . . . . 48
- 【資料 15】 消防団員確保アドバイザー派遣制度 . . . . . 49
- 【資料 16】 千葉市消防団（淑徳大学）の取り組み . . . . . 50
- 【資料 17】 少年消防クラブの活動 . . . . . 51

## 1 検討会の基本的考え方

### (1) 消防団の役割の多様化とその重要性

消防団は、市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、多方面にわたる消防・防災活動を行っている。

消防団は、法制度上、消防本部、消防署と並ぶ市町村の消防機関であることはもちろんであるが、住民の自発的な参加によって維持されている組織であるという一面もある。そして、そのような性質から、消防団は、地域防災の中核を担うことが期待されている。

このような期待を受け、消防団は、高い士気を維持しながら精力的に活動を行っており、大いに評価されるべきものである。その活動に報い、更なる士気向上と充実強化につなげるためにも、消防団が社会環境の変化を受けて抱えている団員減少等の課題の解消を図っていく必要がある。

また、消防団は、地域によって多様性を持った組織であり、そのあり方については、各地域の状況を踏まえて検討する必要がある。

消防団の重要な活動の一つとしてまず、消火があげられる。全国ほとんどの地域で常備化が進んだ今日もなお、消火について消防団が果たしている役割は大きいものがある。

常備消防の整備が進み、特に都市部は、消火は基本的に常備消防が対応し、消防団の役割は限られると思われがちであるが、実際には、消防団は常備消防との連携の下、消防・防災活動を幅広く担っており、また、地震等の大規模災害時を想定すると、地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要である。

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、それらの大規模災害の際には常備消防による対応に限界があり、消防団の活動が不可欠である。

さらに、社会環境の変化の中で、①地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務しており地域の状況を熟知）、②要員動員力（消防団員数は消防職員数の約6倍）、③即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得しており迅速に出動）といった特性を持つ消防団の活動について、消火活動や水防活動といった従来重点的に取り組んでいた活動だけでなく、予防や救助といった活動なども重視されるようになってきている。

また、平成 16 年 6 月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）」では、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うことが規定されている。

他方で、消防団とともに地域の防災力を担っている自主防災組織は、組織数及び活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）も増加傾向にある。

このような社会環境等の変化に伴って、消防団に求められる役割は、常に変化しており、今回の検討会における市町村に対するアンケート結果（資料 1）においても、今後、消防団に求められる機能は、火災への対応のみならず「災害時の避難誘導（要援護者を含む）、救助活動、現地情報の発信等」、「地域との強い結びつき、地域活性化への寄与」、「自主防災組織等の指導・連携、地域防災のリーダー」との回答が多かったところである。

それぞれの地域や消防団の状況を踏まえながら、これらの求められる役割に適切に対応していくことが消防団の社会的意義の向上につながり、消防団員であることに誇りを持つことにつながっていくものと考えられる。

## **（2）消防団をめぐる課題**

上記にあるように、消防団の多様な活動に期待が寄せられているが、これらは、消防団が、①地域密着性、②要員動員力、③即時対応力という 3 つの特性を持つことによって、常備消防と異なる消防団ならではの活動を実施できるという観点からの期待である。

しかし、それぞれ下記のような課題があると考えられる。

①地域密着性の観点からは、常備消防の整備が進んでいることや地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織が活動範囲を広げていることを踏まえ、それぞれの特長を活かした効果的な活動を実施するため、常備消防や自主防災組織等との連携を促進していく必要がある。また、市町村合併により市町村の面積が広がったことや、旧市町村単位であった団が統合されていること、さらには、常備消防の広域化が進んでいることにも留意する必要がある。

②要員動員力の観点からは、消防団員が 90 万人を下回るなど減少傾向をたどっており、その確保が喫緊の課題となっている。

また、消防団員の約 7 割が被雇用者となっている中で、勤務中に消防団活動を行うこ

とについて、事業所のより一層の理解を得るなどの様々な団員の活動環境の整備を進めていく必要がある（資料 2）。

消防団員の平均年齢については、平成 22 年 4 月 1 日現在 38.8 歳となっており、毎年少しずつではあるが、上昇が続いており、若者の入団を促進する必要がある（資料 3）。

こうしたことを考えると、増加傾向にある女性や学生等の若者の入団を促進する必要があり、また、人口減少社会において、将来にわたって、消防団を中心とする地域防災力を確保するためには、息の長い取組みによる地域防災の担い手の育成が必要である。

③即時対応力の観点からは、消防団の装備の充実を図っていくことはもちろんであるが、消防団員には、団員数が減少する中で、他に本業を持ちながら幅広い活動やそのための訓練が期待されるという負担が生じている。

また、消防団員の知識・技能を向上させるための資機材や訓練を見直す必要もあると考えられる。特に、近年重視されるようになってきた活動については、新たな訓練を実施していくことを検討する必要があると考えられる。

これらの課題の解決のためには、地域住民による消防団への理解・評価が欠かせないことから、地域住民への広報について、その効果を検証しつつ、さらに実施していく必要がある。

### **(3) これまでの施策**

これまでの総務省消防庁の施策を見ると、各種検討会の開催並びに消防団の装備・施設の充実強化及び救助対応力の向上等の実施により、消防団の充実強化、活性化を推進してきている。

具体的には、

①消防団の装備・施設の充実強化として、消防車両等の必要な装備や施設の整備については、「防災基盤整備事業」及び「施設整備事業（一般財源化分）」の対象とし、地方財政措置を講じている。

②消防団員の技術の向上と士気の高揚として、全国消防操法大会や全国女性消防団員活性化大会を（財）日本消防協会、開催地の地方公共団体・消防協会と連携協力して開催している。

③消防団員の処遇の改善として、消防団員の年額報酬や出動手当等に対する地方財政措置、退職報償金制度について、その充実を図っている。

④消防団への理解及び参加の促進として、消防団 PR のための DVD と併せ、消防団員募集ポスターや社会人・女性・学生といった全国の幅広い層をそれぞれ対象としたパンフレット等の作成・配布、「消防団のホームページ（参照 URL：<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>）」の運用や全国的に幅広く国民の目に留まる「新聞広告」等の広報を行っている。また、毎年1月から3月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置づけ、消防団員募集についての積極的な広報を全国的に展開するとともに、「消防団員入団促進キャンペーンイベント」を開催している。

⑤事業所の理解と協力のため、平成18年度より、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における導入の促進を図っている。平成22年10月1日現在、47都道府県の777市町村で本制度を導入済みであり、消防団協力事業所数は6,228事業所となっている（資料4）。

⑥若者や学生の入団推奨のため、大学生・専門学校生等が参加するシンポジウムを開催している。

⑦公務員等の入団推奨として、国家公務員や地方公務員のほか農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等の公共的団体職員等の入団を推奨する通知を平成14年から発出している。

⑧消防団組織・制度の多様化方策の導入として、昼夜を分かたず、すべての災害・訓練に出動する消防団員（以下「基本団員」という。）を基本とした現在の制度を維持した上で、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、平成17年より、機能別団員及び機能別分団制度を導入した。

a 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）制度

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度。

b 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）制度

特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度。

平成22年4月1日現在、39都道府県175市町村において機能別分団・団員が導入されており、分団は55分団、団員は7,706名に上っている。

⑨団員確保の支援体制の構築として、団員確保の具体的な助言、情報提供等を行う「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月から運用しており、平成22年10月末現在、36名のアドバイザー（うち女性12名）が全国で活躍している。

また、今回実施した市町村へのアンケート調査（資料1）によれば、消防団員数の増加率の大きい団体（以下「増加市町村」という。）と減少率の大きい団体（以下「減少市町村」という。）を比較すると、増加市町村においては、機能別分団・団員を採用している団体の割合がやや多く（9ポイント）、女性を採用している団体の割合が非常に多かった（24ポイント）。また、消防団員全体を見ると、対前年減少人数は平成17年をピークに年々小さくなっている。

しかし、増加市町村と減少市町村のいずれも、入団促進のための予算を確保しているのは、1割程度の団体にとどまっており、団員確保の障害になったこととして、高齢化、人口の減少、消防団に対する理解不足をあげる回答があった。

以上のことから、機能別分団・団員や女性の採用の促進などの消防団の充実強化のための取組みの効果が一定程度見られ、対前年減少数は平成17年をピークに年々小さくなっているものの、依然として減少傾向は続いており、団員確保に課題があることが分かる。これまでの施策の効果についてさらに細かく検証していく必要があるのではないかと考えられる。

#### **（4）この検討会が設けられた趣旨**

その上に立って、これまで見てきたように、消防団の様々な活動に対する期待が広がってきていることや、近年の消防団員数の減少傾向等を考慮すると、その期待にこたえ得る消防団になるために更なる充実強化が必要であり、そのための様々な課題について対応を検討するため、この検討会が立ち上げられたところである。

## 2 消防団の役割

### (現状等)

社会環境の変化やこれまでの経験から、大規模災害時の災害防ぎょや住民の避難支援、水防、救助、平常時における災害予防の住民への働きかけ、国民保護法における役割など、消防団が担うことが期待される役割が幅広くなっている。

常備消防の整備が進んできており、都市部の消火は基本的に常備消防が対応し、消防団の役割は限られると思われがちであるが、実際には、消防団は常備消防との連携の下、消防・防災活動を幅広く担っており、特に大規模災害時の地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要である。

例えば、「阪神・淡路大震災誌（(財)日本消防協会、平成8年）」によると、平成7年1月17日（火）5時46分に発生した阪神・淡路大震災の際の神戸市では、救助に関して、地震発生直後、生き埋め者の救助要請があったが、あまりに件数が多いため常備消防では手が回らず、地元消防団や市民らの手で救出活動が行われ、多数の人々が救助されたとされている。また、北淡町（現淡路市）では、消防団員が自主的に救助活動を実施し、その結果、午後4時52分には町内全域で約300名の生き埋めになった住民の救助作業を終了し、行方不明者ゼロを確認することができたとの事例も報告されている（資料5）。

また、神戸市の火災に関しては、5時台で、53件発生したが、対応できるポンプ車等は36台、はしご車等10台であった。7時ごろから参集者により臨時部隊を編成しているが、その頃（7時台）、火災は71件発生しており、11時台に最初の応援部隊が到着しているが、その頃（11時台）、火災は98件発生していた、といった状況であった（資料6）。

西宮市及び芦屋市においては、出火率が決して低くなかったにもかかわらず大規模延焼火災が少なかったが、それは、消防団のポンプ車も含めた数で、火災1件当たり1台以上のポンプ車があったことが理由の一つであったと考えられるとする研究成果もある（関沢愛、「地震火災に対する消防力の運用効果と限界」、2009年日本建築学会大会防火部門研究協議会資料 pp. 37-46, 2009年8月）（資料7）。

また、平成20年12月に策定された『「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（中央防災会議幹事会）によると、「現在の首都直下地震の

被害想定に基づく手法では必要量を厳密に算出することが困難なことから数値の更なる精査の余地はあるが、必要な規模を上回る消火部隊を確保できていない状況である。今後、総務省消防庁においては、消火活動の戦略や緊急消防援助隊の登録部隊の増強を検討する等の対応が必要である。」とされており、併せて住民等による初期消火の迅速かつ的確な実施といった対策を講じる必要があるとされている。

さらに、大規模災害時においては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援についても、関係行政機関、関係団体（自治会、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、社会福祉協議会、民生委員等）など地域との連携の下に対応することが求められている。

また、大規模災害時の円滑な対応のためにも、平常時における高齢者家庭への訪問など地域コミュニティ活動は重要であるし、それらの活動についても、消防団の果たすべき役割の一つと考えている。実際に、全国的な消防団員の出動件数の割合を見ると、広報・指導活動（14.0%）は、火災（7.1%）や特別警戒（12.6%）での出動を上回る状況となっている（資料8）。

水防に関しては、水防法（昭和24年法律第193号）上、消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合には、水防団を置かなければならないと定められているが、実質的には、消防団が大きな役割を担っている。平成21年4月1日現在、全水防団員897,287人に対し、水防団員を兼任している消防団員は881,848人（約98%）に上る。水防は、機械化、省力化により要員の不足を補うことは極めて困難であるため、要員動員力を有する消防団への期待は大きい。

我が国では、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震災害の発生が危惧されており、上記のことを踏まえると、大規模災害に備えるためには、要員動員力、即時対応力、地域密着性の観点から消防団の充実強化は不可欠である。

また、大規模災害時以外の活動としても、水防をはじめ、防災教育、防災訪問や応急救護など、消防団の果たす役割は多様で大きいものがある。

消防団の訓練については、各地域での操法大会に向けての消防操法訓練が中心となっており、消防団の技術の向上、規律の確保、さらに団員の士気の向上という観点で非常に高い評価がなされている。一方で、団の中には操法大会のための訓練が必要以上に重い負担になっており、それが消防団は敷居が高いとのイメージを抱かせるのではないかと、消防操法のみでなく、様々な期待される活動にあわせた実践的な訓練を行うべきではな

いかとの声もある。

### (今後の方向性)

東京などの大都市を含め、特に大規模災害時を中心に消防団が果たす役割を整理した上で、そのために必要な装備、訓練のあり方について、今一度、見直す必要がある。その際、大規模災害時には、その地域密着性から、消防団が情報の発信者となるとの観点も重要である。

東京消防庁では、大規模災害時に地域の防災力を結集して対応する必要がある、また、消防団はその中核として重要であるとの認識の下に、団員確保に取り組んでいる。その結果、東京都特別区では、平成 22 年 4 月 1 日現在の消防団員数が 15,094 名と平成 17 年 4 月 1 日と比較して 1,235 名増となっている。この例に見られるように、消防本部が防災部局と連携を取りながら、消防団の確保について積極的に関与することが重要である。

また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者等の避難支援については、消防団は地域で顔の見える関係をつくることができることから、その役割の一つとして期待が高まっているが、マニュアル等で活動のあり方を示すことで、より活動が促進されると思われる。その検討の中で、消防機関、自治会、社会福祉協議会及び民生委員など多様な主体のつなぎ役として、市町村が果たすべき役割についても留意すべきである。

さらに、未然に火災等を防ぐという理想に向け、また、災害時の円滑な対応につながるという趣旨もあり、子どもの頃からの防災教育を含め、住民への防災知識の普及啓発も消防団の重要な活動であると認識する必要がある、その推進の方策を検討する必要がある。

消防団は、その地域との密着性ゆえに様々な側面を持っている。将来的には、常備消防や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等との連携により、地域の総合防災力をどのように整えていくか、大規模災害時にはかなりの規模の消防力が必要であるという点も踏まえつつ、そのあり方についての議論を市町村ごとに深めていく必要があると考えられる。

また、多様な活動を求められる中で、土木機器の操作やライフセービング技術など専門的な能力を持っている団員を必要な範囲で確保する方法も考えられる。その際、機能別分団・団員制度の活用も有効と考えられる。

消防団の訓練については、多様な活動に対する訓練のあり方を見直し、充実強化をしていく必要があると考えられる。

### 3 常備消防・自主防災組織等との連携

#### (現状等)

災害時に効果的に地域の防災力を一体として発揮するためには、その担い手である市町村の消防機関としての常備消防、消防団と、住民の自主的な組織である自主防災組織等の3者の効果的な連携が不可欠である。

まず、消防団と常備消防との関係では、消防団は、消防機関であることはもちろんであるが、住民の自発的な参加によって維持されている組織であるという一面も有し、住民に身近な存在であるという特色を持っている。そのため、特に火災予防活動や大規模災害時の住民の避難支援などにおいて、地域に密着したきめ細やかな活動が期待される。常備消防と消防団、それぞれの特色を活かした活動を一層充実しつつ、連携をより強化していくことが必要である。

消防団と自主防災組織等との関係では、消防団はその性質上、地域の防災リーダーとしての役割が期待されている。

自主防災組織の中には、可搬ポンプなどを有するなどかなり能力の高い自主防災組織も存在し、また、大都市部の大規模集合住宅等の住民の中には、消防団にあまり頼らず自主防災組織を立ち上げ、熱心に活動をしているところもあるが、消防団と自主防災組織等との連携を進め、互いに顔が見える関係になることが有効であると考えられる。

埼玉県川口市では、自主防災組織の育成及び指導は、市及び消防機関（常備消防及び消防団）等が共同して行う（総括的な事務は市総務部災害対策室が担当）こととされ、自主防災組織（基本として町会等を単位）には、本部、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班、その他地域事情により必要とされる活動班が設けられ、さらに予防活動（平常時の活動）と応急活動（発災時の活動）についての任務分担も決められている。また、地区防災連合会（地区連合町会区域内の自主防災組織の連合組織）の会長は地区連合町会長がその任に当たり、消防団員又は消防団等防災関係業務の経験者等から指導者を数名委嘱するものとされている。このように、市、常備消防、消防団及

び自主防災組織との連携を図ることは極めて重要である。

### (今後の方向性)

消防団と常備消防との連携を強化していくための方策について引き続き取り組んでいく必要がある。特に、地震などの大規模災害時や中山間地、離島等での災害の場合、消防団からの常備消防への情報伝達は重要不可欠である。そのため、平成28年5月31日までとされている消防救急無線のデジタル化の動きにあわせた体制整備を進めることが必要である。

消防団と自主防災組織等との連携については、様々なものが見られるが、合同訓練の実施や体験入団を行うなど平常時からの交流（住民への防災啓発や会議等）が必要であり、そのモデル的なものを示していくことも有効と考えられる。

また、自主防災組織等の一部が消防団に入団（基本団員に限らず、機能別団員としても）して活動することも地域防災力の向上のためには有効ではないかと考えられる。

消防団と自主防災組織等の連携に当たっては、自主防災組織等の活動状況等やそれぞれの地域の実情により異なってくるものと考えられるが、日常の消火訓練や防災啓発はもとより、災害時を想定した救助・救出等についても、自主防災組織等が消防団から助言を受けながら知識、技術を身につけ、ともに地域防災を担う集団として、災害発生時に自主防災組織等のマンパワーと消防団の専門知識・技術を活用し、効果的な防災活動が行えるよう努めることが重要である。

## 4 消防団員の活動環境の整備等

### (1) 被雇用者団員等の活動環境の整備

#### (現状等)

被雇用者団員が全体の7割を超える現状の中で、勤務時間中の活動について、事業所に理解を得る必要がある。また、勤務時間外の活動であっても、その活動が多岐にわたるため、その負担が活動に参加する際の不安材料の一つになっているのではないかとと思われる。

### (今後の方向性)

消防団活動に協力的な事業所については、消防団協力事業所表示制度を設けており、全国での事業所数は、6,228事業所となっており、また、企業側にメリットを付与している事例もある。

企業側のメリットを大きくするような消防団協力事業所表示制度の充実を検討することも有効と考えられ、さらに、企業等に事業所単位での大規模災害対応などを目的とした分団の設置を働きかけることは、地域の防災力向上に効果的である。

また、消防団活動をすることが事業所内での処遇面で不利に働かないばかりでなく、有利な評価につながることを期待したいところである。

被雇用者の入団希望者に対し、消防団の訓練及び諸行事の年間スケジュールをあらかじめ示すなどにより、必要以上に負担を強いることがないように工夫する必要がある。

## (2) 消防団員の士気の維持・向上等

### (現状等)

火災による出動件数が減少している中で、訓練の活動に占める割合が高まっている(資料9)。

また、地域の人々に消防団の活動内容、必要性等について認識してもらうことが、消防団の意義の再認識や消防団員であることの誇りにつながり、士気の維持・向上をもたらすと考えられるが、それらについては、必ずしも一般の人々に浸透していない。消防団の認知度を更に高めることが非常に重要である。

消防団員に対する報酬単価について、普通交付税の算入単価より各市町村の条例で規定されている単価の全国平均が低い状況にある(資料10)。

### (今後の方向性)

消防団の活動への期待が広がってきている中で、それに見合った、必要十分な資機材の整備や報酬の適正な支給はもちろんであるが、士気のさらなる向上という観点から、一定の技能を修得した消防団員を評価する仕組みや若い消防団員等にも目を向けた表彰及び配偶者等の内助の功に報いるための家族表彰等の充実が必要である。

消防団の活動が多様化している中で、消防操法以外の技術についても成果を示す場を

検討していくことが重要ではないかと考える。

また、消防団のイメージアップを図る広報を心がける必要があり、消火活動だけでなく、大規模地震や集中豪雨等の災害時対応など消防団の多様な活動に対する重要性・必要性について、広く住民に広報する必要がある。

さらに、報酬等の支給水準の適正化を促すとともに、消防団員の処遇改善を推進していく必要がある。

その上で、例えば、山梨県南アルプス市では、消防団への支援としてサービスを提供する消防団サポート店の制度がある（資料 11）が、このような地域ぐるみの消防団への評価や支援の取組みが広がっていくことも非常に意義深いものとする。

### **(3) 入団促進を行う市町村への支援**

#### **(現状等)**

消防団員の確保に積極的に取り組んでいる市町村に対しては、現在、一部特別交付税による財政支援が行われている（平成 21 年度実績：292 団体、約 16 億 6 千万円）。

また、消防団員の確保に取り組もうとする市町村に対しては、消防団員確保アドバイザーによる助言や情報提供が行われている。

#### **(今後の方向性)**

市町村に消防団員の確保を促すため、地方財政措置のさらなる拡充ができないか検討する必要がある。

また、消防団員確保アドバイザー制度をより効果的に運用するため、市町村や消防団の相談相手として、助言や情報提供を継続して行うことができないか検討する必要がある。

岐阜県では、岐阜県消防団員確保対策等支援ガイドを策定し、積極的に団員確保や団の活性化等に取り組んでいる消防団や市町村の先進的な事例を取りまとめて紹介しており、都道府県における広報等の支援も有効である。

## 5 女性・学生消防団員の入団促進策

### (現状等)

女性消防団員については、平成 22 年 4 月 1 日現在で、19,043 人と、年々増加しており、5 年前の平成 17 年に比べ、5,179 人、約 4 割増加している。しかし、女性の入団には、まだ懐疑的な消防団があり、女性団員のいる消防団は、平成 22 年 4 月 1 日現在で約半数 (52.5%) である (資料 12)。

今回実施した女性消防団員に対するヒアリング結果 (資料 13) 等から見ると、その活動としては、応急手当の知識の習得と指導や独居高齢者宅の防火訪問、紙芝居などでの幼年防災教育等を主に実施し、女性団員は、地域に密着して生活し、地域コミュニティとの結びつきが強い等といった特徴を活かし、重要な活動を行っている。

他方で、三重県津市のデージー分団は、平成 18 年 1 月に女性のみで組織する分団として発足し、平成 22 年 4 月 1 日現在 15 名で活動しているが、広報活動などに加え、消火活動の訓練も行っている (資料 14)。この事例からも分かるように、一部では男性と同様の消火活動や水防活動等に参加している団員もおり、幅が広がってきている。

また、ヒアリングでは、今後の活動として、さらに高度な防災教育、広報活動や独居高齢者宅の把握・防火訪問、要援護者支援等に取り組みたいとの意見があった。

さらに、女性の活動に必要なものとして、女性用更衣室、トイレ、シャワー室などの施設や広報活動用の車両、防災教育用資機材などの装備があげられ、それらは十分整っているとはいえないとの声が聞かれた。

学生については、平成 22 年 4 月 1 日現在、1,804 人であり、人数としては多くないが、消防団員の平均年齢は、平成 22 年 4 月 1 日現在 38.8 歳となっており、上昇が続いていることに鑑みると、若者の入団促進策の一つとして重要である。特に、大学等の多い大都市部においては、学生等への入団の働きかけは有効であると考えられる。

### (今後の方向性)

女性団員の入団促進を図るためには、趣味のサークル等での仲間から輪を広げることや、結婚、出産などのそれぞれの事情を踏まえた声掛け、団員として活動している姿を積極的に広報するなどの工夫が必要である。また、全国女性消防団員活性化大会が毎年開催され、女性団員の交流が行われているが、各都道府県や各地域など小規模な単位で

交流ができる機会を設けることも有効ではないかと考えられる。

また、消防団の役割として、ますます重要になってくると思われる応急手当の普及や子ども達への防災教育等、女性の特性を活かして活躍できる場が多くあるということを広報することが重要である。さらに、実際の活動に際しては、本人の希望に応じた活動の広がり確保することも必要である。

女性団員のいない消防団に対しては、消防団員確保アドバイザー（特に女性アドバイザー）による情報提供や助言（資料 15）の継続などにより、女性の特性を活かして活躍できる分野があること、津市のデージー分団のように、女性も男性と同様に活動している事例があることを認識してもらうことが必要である。

こうしたことによって、将来的には、活動内容において役割分担はあっても、意識の上において性別を気にしなくなるのが理想である。

なお、女性の入団促進のため、当検討会のヒアリングにおいても女性用の更衣室、トイレやシャワーといった施設、それから、制服、防災教育用資機材等が必要との結果が出ているところであり、現場の声を踏まえた施設・資機材の整備を進めていく必要がある。その際、女性が扱いやすい、より軽量の装備も検討する必要がある。

さらに、女性も男性と同様に活動するなど、活動分野が広がりを見せ、かつ、女性ならではの活動が期待され、重要となってきている。そのような中で、女性に対する研修・訓練の場が多くないとの声があるため、消防団全体の充実強化のためにもその実態を踏まえた研修・訓練の実施を検討すべきである。

学生等の入団促進を図るためには、同世代の学生等の消防団員が若い自由な発想で入団促進策を検討し、実践していくのも効果的と考えられる。

また、防災ボランティア組織としての活動を認められて平成 22 年 4 月に千葉市消防団第 3 分団 5 部として発足した淑徳大学学生消防隊のように（資料 16）、社会貢献に意欲があり、特に、防災の意識が高い学生は潜在的には相当数存在すると考えられることから、その人数を増やし、自主的な活動から消防団の活動へと段階的に移行していく方法も考えられる。

さらに、学生等の若年層の入団希望者が簡易に入団手続きの流れが分かるよう、総務省消防庁のホームページ等を活用して情報を提供するなど工夫をすべきと考えられる。

## 6 将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成

### (現状等)

人口が減少する中で、将来の消防団員等の地域防災の担い手を育成するためには、ヨーロッパ等の例にも見られるように、幼い頃からの防災教育が非常に重要である。

少年消防クラブ活動などを通じて青少年への防災教育が行われているが、少年消防クラブがある市町村は全体の35.8%にとどまる。また、クラブ員の内訳を見ると小学生が71.9%、中学生が27.3%となっており（平成21年4月1日現在）、小学生が中心となった活動が多い（資料17）。

しかし、平成20年に総務省消防庁が各市町村に対し、高校生など16歳から18歳までの青少年を対象を広げることについて検討を依頼したということもあり、平成22年3月末に五戸高校少年消防クラブが結成されるなど、高校生のクラブ員も誕生している。

平成21年度に少年消防クラブの充実方策に関する検討会が報告書を取りまとめたこと等を受け、平成22年1月には少年消防クラブ活性化推進会議が設置された。4月には、55のクラブが「モデル少年消防クラブ」に選定されるなど、少年消防クラブの活性化の動きが出始めているものの、指導者の養成や活動費の不足などの課題がある。

市町村の中には、例えば、新潟県長岡市のように「未来の防災リーダー育成講座」（平成21年度においては、市内の中学生を対象に消防本部に合宿して消防体験・防災学習を実施）を展開している例などもあり、また、小学校の総合学習で消防署や消防団を学ぶ機会もあり、未来の防災リーダー育成への取組みが広がっていく素地はあるものと考えられる。

なお、ヨーロッパ各国では、青少年消防活動が活発であり、

- (1) 年齢が17歳（日本の高校生）までのところが数多くある。
- (2) 青少年消防隊の活動が義勇消防（日本の消防団）の人材確保に大きな役割を果たしている。
- (3) 活動は、ポンプ操法などを取り入れた実践的な内容が主であり、キャンプなどのレクリエーション活動も活発。
- (4) 青少年消防隊のメンバーは、消防の資機材を扱えることや消防署内に専用のロッカールームなどが備えられていることもあり、地域の義勇消防の一員であるという誇りを持って活動。

(5) 各国で青少年消防競技大会を実施(ヨーロッパ青少年消防オリンピック出場の予選を兼ねるものも多い)。

(6) ドイツでは25万7千人、オーストリアでは2万5千人、フィンランドでは1万2千人の青少年消防隊員が活動。

といった特徴(「少年消防クラブの充実方策に関する検討会」報告書(平成22年3月)参考資料3)がある。

(参考)

○ヨーロッパ青少年消防オリンピックの概要

主催：C T I F (ヨーロッパの消防連合組織)

開催概要：青少年消防オリンピックは2年に1回開催、2009年7月に第17回大会がチェコ共和国で開催。出場23カ国の代表等49チームが参加(初参加の日本を含む)。

競技：・消防障害物競技

・スポーツ競技(400m障害リレー)

(今後の方向性)

ヨーロッパに見られるように、将来の消防団員等の地域防災の担い手を子どもの頃から一貫して養成していくことは非常に重要なことであり、子どもの頃から防火・防災に関する意識付けを行い、将来の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブの活動の活性化を進めていく必要がある。その際、他の少年消防クラブとの交流を図ることはお互いの意識の向上にもつながり、非常に有効と考えられる。

特に、中学生・高校生については、将来の地域防災の担い手として、及び、現時点においても、ある程度の体力を有していることから、防災活動に積極的に参加し、地域防災力の向上に寄与する主体として活躍していくことが期待される。

なお、青少年への防災教育の推進に当たっては、指導者の確保・養成を推進する必要があり、特に中学生や高校生が災害時の地域防災の担い手として活動するためには、消防防災に関する高度な知識や技術を持った指導員が必要である。消防職員や消防団員も積極的に協力することが望まれ、また、学生等の若い消防団員が、年齢が近いという立場を活かして指導することも有効と考えられる。

とりわけ、消防団は防災に関し、地域コミュニティの中核的存在であり、また、地域の先輩住民でもある。よって、消防団は、常備消防はもとより、学校、自治会、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、民生委員などとの連携協力の中において、積極的に少年消防クラブ活動をはじめ子ども達への防災教育に対しても支援していくことが望まれるところである。

また、平成 22 年度にスタートした「モデル少年消防クラブ」については、クラブの追加指定等の取組みを進め、これを周知し全国的な取組みへと発展させていくべきである。そのためにも、学校関係者や社会一般への広報の強化も必要である。

さらに、国において、別途、先進的・先導的な取組みに対して支援を行い、その取組みの成果をモデルとして全国に周知していくような施策の検討が望まれるところである。

## 7 地域住民への広報

### (現状等)

消防団への入団促進について、当検討会における市町村に対するアンケート調査によると、入団促進のための予算を確保している市町村は、全体の 1 割程度であった。また、確保している額を見ると、増加市町村の平均で 1,498 千円であり、減少市町村の平均で 335 千円であった。増加市町村の方が、多くの予算を確保していることがうかがえた（資料 1）。

また、郡山市消防団郡山中央地区隊中央第一分団第二班駅前部のようにホームページを開設し、積極的に消防団の活動状況を公開することで、住民の理解と協力を促進するよう努力している団（分団等を含む）も多くあり、総務省消防庁の消防団ホームページにリンクをしているものは 73、(財)日本消防協会のホームページにリンクしているものは 123 となっている。

一方で、消防団の活動内容、必要性等については、一般の人々、特に都市部の新しい住民にあまり知られていないことを踏まえ、消防団の認知度をさらに高めていくことが非常に重要であると考えられる。

### (今後の方向性)

広報の仕方については、ホームページなどあらゆる媒体や機会を使って、また、マスメディアとも連携をして、より消防団の活動が住民に浸透するよう心がける必要がある。特に、大規模地震や集中豪雨等の災害時対応などにおける消防団の必要性について、広く住民に広報し理解を得ることが必要と考える。

消防団の理解を深め、消防団に安心して入団できるようにするには、ホームページ、募集ポスター等において勤務条件（報酬、活動内容等）を明確にすることも有効であると考えられ、消防団を身近なものとして理解されるようにするためには、体験入団のようなものを実施することも有効であると考ええる。

さらに、児童・生徒や自主防災組織をはじめとする地域住民への防災教育・訓練に当たって、消防団活動の広報の観点からも消防団員が積極的に関わっていくことが必要である。

## 8 終わりに

消防団は、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしてきているが、団員数が90万人を下回る状況にあり、大都市部を含め全国的に団員確保に課題がある現状にある。

そのような中で、本検討会は、

(1) 常備消防の整備が進んできており、特に都市部の消火は、基本的に常備消防が対応し、消防団の役割は限られると思われがちであるが、東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、それらの大規模災害の際には常備消防による対応の限界が想定され、消防団の活躍が期待されていること

(2) 社会環境の変化の中で、①地域密着性、②要員動員力、③即時対応力といった3つの特性を持つ消防団の活動に対する期待が広がってきていること

といったことを念頭に、それらの期待にこたえるための様々な課題、消防団のあるべき姿について、これまでの議論の成果も踏まえつつ、幅広く議論したところである。

もとより、時間的制約もあり、結論を明確に出しているものは多くない。また、消防

団は地域ごとに多様性が大きく、一律に適用できる処方箋を見いだすことには困難が伴うものである。

消防団を取り巻く環境や消防団自身も刻々と変化をしている中で、将来への問題提起にとどまっているものについては、今後、引き続いての議論が必要であり、また、各地域における実情を踏まえた、前例にとられない議論により、各地域にあった消防団のあり方を決めていくことが地域主権改革の方向にも合致すると考えられる。

本報告書が、消防団の充実強化策の確実な実施や、各地域における消防団のあり方についての議論につながっていくことを望むものである。



# 消防団の充実強化についての検討会開催要綱

## 1 目的

消防団には、従来の消火に加え、現在は救助、災害時の避難誘導、防災知識の普及啓発、応急手当等の普及指導など多様な活動が期待されている。

特に都市部の消火は、基本的に常備消防が対応し、消防団の役割は限られると思われがちであるが、実際には、消防団による地域の即応消火体制が地震等の災害時を想定すると極めて重要である。

このため、これらに対応する消防団の体制整備（人員・資機材・訓練）を図る必要があることから「消防団の充実強化についての検討会（以下「検討会」という。）」を設置し検討を行うとともに、消防団活動の活性化を通じて、地域の安心・安全が推進されることを目的とする。

## 2 検討事項

- (1) 大規模災害時における消防団の役割について
- (2) 消防団の多様な活動に対応した訓練・装備等について
- (3) 団員（特に女性、若者、被雇用者）が活動しやすい環境づくりについて
- (4) その他必要な事項について

## 3 検討会の構成

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に招聘し、意見を聴取することができる。

## 4 任期

座長及び委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

## 5 事務局

検討会に係る事務局を、消防庁国民保護・防災部防災課に置く。

## 6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

## 消防団の充実強化についての検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

座長	室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
委員	秋本 敏文	日本消防協会理事長
委員	石塚 清己	栃木県高根沢町消防団長
委員	伊藤 克巳	東京消防庁防災部長
委員	井上 繁	常磐大学コミュニティ振興学部教授
委員	岡村 幸四郎	川口市長
委員	小澤 浩子	東京都赤羽消防団副団長
委員	小峯 力	流通経済大学スポーツ健康科学部教授
委員	高山 由美子	ルーテル学院大学総合人間学部准教授
委員	寺坂 末吉	松山市消防団長
委員	本多 昌治	長岡市消防長
委員	松田 直久	津市長
委員	山岸 愉佳	東京都新宿消防団団員

合計13名

## 消防団員確保のための取り組みに関するアンケート結果（まとめ）

### 1 アンケート対象

① 消防団員数の増加率が大きい 168 市町村<sup>※1</sup>（以下「①団体」という。）

※1 増加率（H20→H21）が大きい 100 市町村と増加率（H16→H21）が大きい 100 市町村との計 200 市町村から、重複等を除いた市町村数

② 消防団員数の減少率が大きい 154 市町村<sup>※2</sup>（以下「②団体」という。）

※2 減少率（H20→H21）が大きい 100 市町村と減少率（H16→H21）が大きい 100 市町村との計 200 市町村から、重複等を除いた市町村数

### 2 アンケート期間 平成 22 年 6 月 21 日～30 日

### 3 アンケート結果

アンケート結果は、別添「消防団員確保の取り組みに関するアンケート結果の概要」のとおりであり、主な内容として以下のものがあつた。

- 団員確保は、上記 1 の①、②団体とも「消防団員が個人的に勧誘」しているとの回答が多かつた。
- 団員確保の取り組みにおいて障害になつたこととして、①、②団体とも以下の回答があつた。
  - ・高齢化、人口の減少
  - ・消防団に対する理解不足
- 機能別分団・団員制度を採用しているのは、  
① 団体 21% ② 団体 12%
- 機能別分団・団員の具体的内容は、①、②団体とも以下の回答が多かつた。
  - ・昼間の火災・災害対応に限定した分団・団員
  - ・大規模災害活動に限定した分団・団員
- 女性団員を採用しているのは、  
① 団体 61% ② 団体 37%
- 今後消防団に求められる機能については、①、②団体とも以下の回答が多かつた。
  - ・災害時の避難誘導（要援護者を含む）、救助活動、現地情報の発信等
  - ・地域との強い結びつき、地域活性化への寄与
  - ・自主防災組織等の指導・連携、地域の防災リーダー
- 消防団員を増加させるために必要なことは、①、②団体とも以下の回答が多かつた。
  - ・消防団の必要性・重要性の普及啓発、住民に対する理解、イメージアップ
  - ・団員の処遇、待遇、活動環境改善

## (参考) アンケート対象市町村の内訳

### ① 消防団員数の増加率が大きい市町村

- ・ 消防団員数の増加率（H20 と H21 との比較）が大きい 100 市町村
- ・ 消防団員数の増加率（H16 と H21 との比較）が大きい 100 市町村

計：168 市町村

（重複 27、合併により無くなった市町村 5）

（内訳）

市町村 の人口	30 万人 以上	10～30 万人	1～10 万人	1 万人 未満	計
対 象 市町村数	12 (7.1%)	22 (13.1%)	81 (48.2%)	53 (31.5%)	168 (100%)
全国での市 町村の比率	4.1%	10.7%	57.7%	27.5%	100%

### ② 消防団員数の減少率が大きい市町村

- ・ 消防団員数の減少率（H20 と H21 との比較）が大きい 100 市町村
- ・ 消防団員数の減少率（H16 と H21 との比較）が大きい 100 市町村

計：154 市町村

（重複 36、合併により無くなった市町村 10）

（内訳）

市町村 の人口	30 万人 以上	10～30 万人	1～10 万人	1 万人 未満	計
対 象 市町村数	0 (0%)	6 (3.9%)	68 (44.2%)	80 (51.9%)	154 (100%)
全国での市 町村の比率	4.1%	10.7%	57.7%	27.5%	100%

※ 増加率の大きい市町村は、全国での市町村の人口規模の比率と乖離はないが、減少率の大きい市町村では、人口規模が小さい市町村の比率が大きい。

## 消防団員確保の取り組みに関するアンケート結果の概要

## 問 1-1 消防団員数が増加（減少）した理由は何ですか？

## 【増加市町村】

回答項目（14項目の選択肢のうち、回答が多かった3項目）	回答数
入団希望者は少ないが消防団員が積極的な募集活動により確保している。	104
入団希望者が少ないので、団員が長く在職している。	36
女性団員を積極的に採用している。	32

## 【減少市町村】

回答項目（14項目の選択肢のうち、回答が多かった3項目）	回答数
地域人口減少や若者流出により、入団者を確保できない。	116
組織の見直し、市町村合併等により、団員の定数が削減された。	37
消防団の活動内容が住民に理解されておらず、入団希望者が少ない。	13

## 問 1-2 消防団員確保のためにどのような取り組みをしていますか？

## 【増加市町村】

回答項目（13項目の選択肢のうち、回答が多かった4項目）	回答数
消防団員が個人的に勧誘	151
市町村の広報誌等に募集記事を掲載するPR活動	85
団員の募集ポスターやパンフレットを作成・配布するPR活動	56
町内会、自治会、青年会及び商店会等を通じて勧誘	55

## 【減少市町村】

回答項目（13項目の選択肢のうち、回答が多かった4項目）	回答数
消防団員が個人的に勧誘	139
市町村の広報誌等に募集記事を掲載するPR活動	65
町内会、自治会、青年会及び商店会等を通じて勧誘	56
団員の募集ポスターやパンフレットを作成・配布するPR活動	45

現状で消防団員は足りていると思いますか？（減少市町村のみに質問）

## 【減少市町村】

回答項目	回答数
はい	62 (41%)
いいえ	91 (59%)

## 問 1-3 非常に効果があったと思われる取り組みを具体的に記入してください。

（増加市町村のみに質問）

## 【増加市町村】

回答内容（自由記載のうち特に多かった内容）	回答数
消防団員による勧誘	47
広報誌への掲載	11
機能別団員制度（OB団員等）の導入	10

問 1-4 取り組みにおいて、障害となったことがあれば、具体的に記入してください。

**【増加市町村】**

回答内容（自由記載のうち特に多かった内容）	回答数
高齢化、人口の減少	8
消防団に対する理解不足	8
仕事と団活動の両立の不安	5

**【減少市町村】**

回答内容（自由記載のうち特に多かった内容）	回答数
消防団員に対する悪いイメージ（親の反対等）	7
消防団に対する理解不足	4
高齢化、人口の減少	3

問 1-5 条例定数を増やす予定はありますか？（増加市町村のみに質問）

**【増加市町村】**

回答項目	回答数
はい	5
いいえ	147

「はい」の場合の人数：20人、未定、5人、10人、20人

「いいえ」の場合の理由：

回答内容（自由記載のうち特に多かった内容）	回答数
現状の定数で活動に支障がないため	44
定数を満たしていないため	34
定数以上の団員の確保が困難なため	33

問 2-1 どのような団体に働きかけをしましたか？

**【増加市町村】**

回答項目（8項目の選択肢のうち、「その他」を除く7項目）	回答数
事業所	51
市町村の機関	47
農協	29
郵便局	13
大学等	8
国、都道府県の機関	2
働きかけをしていない。	65

**【減少市町村】**

回答項目（8項目の選択肢のうち、「その他」を除く7項目）	回答数
事業所	39
市町村の機関	35
農協	17
郵便局	9
国、都道府県の機関	6
大学等	1
働きかけをしていない。	74

問2-2 働きかけをした結果、団員の確保につながりましたか？

【増加市町村】

回答内容	回答数
はい	82 (85%)
いいえ	15 (15%)

【減少市町村】

回答内容	回答数
はい	53 (70%)
いいえ	23 (30%)

問2-3 働きかけをしなかった理由をお聞かせください。

【増加市町村】

回答内容 (自由記載のうち特に多かった内容)	回答数
団員による勧誘で対応しているため	20
団員確保は、各地区 (自治会、分団) 毎に行っているため	16
働きかけをしなくても、団員が確保できているため	9

【減少市町村】

回答内容 (自由記載のうち特に多かった内容)	回答数
団員による勧誘で対応しているため	19
働きかけをしなくても、団員が確保できているため	16
団員確保は、各地区 (自治会、分団) 毎に行っているため	14

問3-1 被雇用者 (サラリーマン) 団員に対し、事業所は協力的ですか？

【増加市町村】

回答内容	回答数
はい	138 (86%)
いいえ	23 (14%)

【減少市町村】

回答内容	回答数
はい	133 (89%)
いいえ	17 (11%)

問3-2 どのようなことをすれば、更に協力的になると思いますか？

【増加市町村】

回答項目 (5項目の選択肢のうち、回答の多かった3項目)	回答数
事業所に対する財政的補助等 (税制での優遇を含む。)	91
事業所に対する広報、交流	58
消防団協力事業所表示制度の導入	36

【減少市町村】

回答項目 (5項目の選択肢のうち、回答の多かった3項目)	回答数
事業所に対する財政的補助等 (税制での優遇を含む。)	101
事業所に対する広報、交流	41
消防団協力事業所表示制度の導入	29

問4-1 機能別分団・団員制度を採用していますか？

【増加市町村】

回答項目	回答数
はい	36 (21%)
いいえ	132 (79%)

【減少市町村】

回答項目	回答数
はい	19 (12%)
いいえ	134 (88%)

問4-2 機能別分団・団員の具体的な内容をお聞かせください。

【増加市町村】

回答項目（5項目の選振肢のうち、回答の多かった3項目）	回答数
昼間の火災・災害対応に限定した分団・団員	20
大規模災害活動に限定した分団・団員	14
広報活動、火災予防活動に限定した分団・団員（音楽隊等も含む。）	3

【減少市町村】

回答項目（5項目の選振肢のうち、回答の多かった3項目）	回答数
昼間の火災・災害対応に限定した分団・団員	7
大規模災害活動に限定した分団・団員	3
広報活動、火災予防活動に限定した分団・団員（音楽隊等も含む。）	3

問4-3 制度を採用していない理由は何ですか？

【増加市町村】

回答内容（自由記載のうち特に多かった内容）	回答数
団員数が確保されていることなどから、制度導入の必要がないため	61
団の規模や地域の環境から機能別団員・分団制度の採用は適さないため	13
基本団員との不公平感、地域との一体性を損なうおそれがあること、実績が少ないなどの問題点や不安があり採用していない。	10

【減少市町村】

回答内容（自由記載のうち特に多かった内容）	回答数
団員数が確保されていることなどから、制度導入の必要がないため	33
団の規模や地域の環境から機能別団員・分団制度の採用は適さないため	24
現在、制度の採用の準備中・検討中である。	23

問5-1 女性団員はいますか？

【増加市町村】

回答項目	回答数				計
	30万人以上	10~30万人	1~10万人	1万人未満	
はい	11	16	46	29	102 (61%)
いいえ	1	5	35	24	65 (39%)

【減少市町村】

回答項目	回答数				計
	30万人以上	10~30万人	1~10万人	1万人未満	
はい	-	5	29	22	56 (37%)
いいえ	-	1	39	57	97 (63%)

問5-2 女性団員の活動内容をお聞かせください。

【増加市町村】

回答項目（6項目の選択肢のうち、「その他」を除く5項目）	回答数
広報活動（音楽隊等も含む。）	76
火災等の災害現場での後方支援活動	54
応急手当等の指導	50
高齢者宅等の防火訪問	44
火災等の災害現場での活動	14

【減少市町村】

回答項目（6項目の選択肢のうち、「その他」を除く5項目）	回答数
広報活動（音楽隊等も含む。）	45
高齢者宅等の防火訪問	30
火災等の災害現場での後方支援活動	26
応急手当等の指導	22
火災等の災害現場での活動	10

問5-3 女性団員がいない理由は何ですか？

【増加市町村】

回答項目（5項目の選択肢のうち、回答の多かった3項目）	回答数
現在の施設や装備では採用できない。	27
採用したいが、応募者がいない。	14
消防団活動は、女性には困難であると考えている。	14

【減少市町村】

回答項目（5項目の選択肢のうち、回答の多かった3項目）	回答数
現在の施設や装備では採用できない。	30
採用したいが、応募者がいない。	27
消防団活動は、女性には困難であると考えている。	19

問6 最近、団員の確保の観点から、次のことを行ったことはありますか？

【増加市町村】

回答項目（全3項目）	回答数
参加しやすいように、活動計画（スケジュール）を早期に示す	74
報酬・出動手当（支給額等）の見直し	20
訓練回数（時間）の短縮	17

【減少市町村】

回答項目（全3項目）	回答数
参加しやすいように、活動計画（スケジュール）を早期に示す	59
訓練回数（時間）の短縮	31
報酬・出動手当（支給額等）の見直し	19

問7 入団促進のため、どのくらいの予算を確保していますか？

【増加市町村】

回答項目	回答数
入団促進のための予算を確保している（※）。	28
入団促進のための予算を確保していない（通常経費の中で活動）。	140

※ 平成22年度予算額：30千円～9,625千円（平均1,498千円）

【減少市町村】

回答項目	回答数
入団促進のための予算を確保している（※）。	7
入団促進のための予算を確保していない（通常経費の中で活動）。	148

※ 平成22年度予算額：10千円～908千円（平均335千円）

問8 今後、消防団にはどのような機能が求められていくと考えますか？

【増加市町村】

回答内容（自由記載のうち多かった内容）	回答数
災害発生時の避難誘導（要援護者を含む）、救助活動、現地情報の発信等	34
地域との強い結びつき、地域の活性化への寄与	23
自主防災組織の指導・連携、地域の防災リーダー	20
技術の向上、専門技術の習得、資機材の充実	13
火災予防等の広報活動、地域住民への防災意識の普及	11
団員の負担の軽減、現状維持（機能追加には反対）	11

【減少市町村】

回答内容（自由記載のうち多かった内容）	回答数
災害発生時の避難誘導（要援護者を含む）、救助活動、現地情報の発信等	27
自主防災組織等の指導・連携、地域防災リーダー	18
地域との強い結びつき、地域の活性化への寄与	11
技術の向上、専門技術の習得、資機材の充実	11
火災予防等の広報活動、地域住民への防災意識の普及	11
団員の負担の軽減、現状維持（機能追加には反対）	9

問9 さらに消防団員を増加させるために必要なことは何だと考えますか？

【増加市町村】

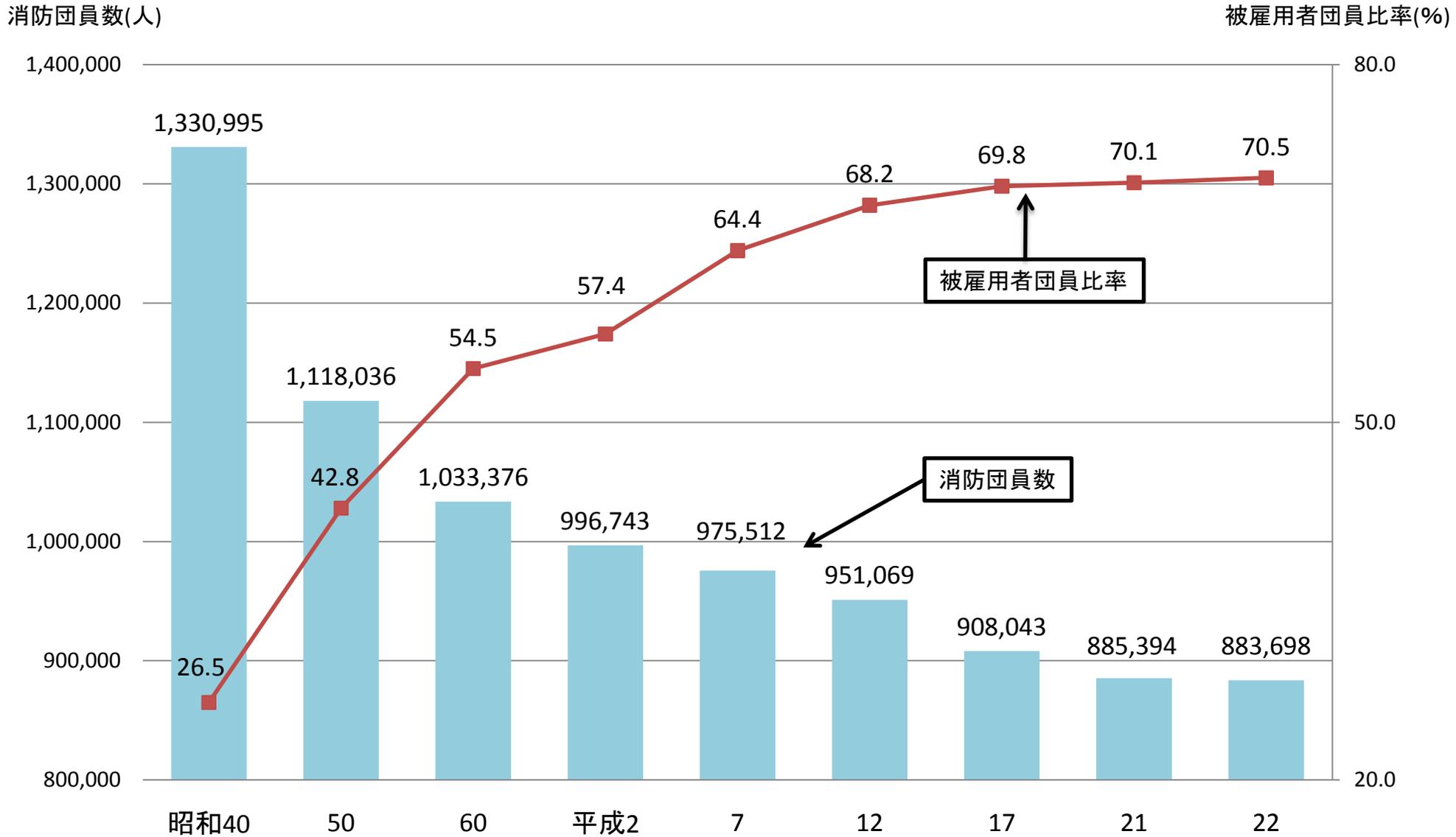
回答内容（自由記載のうち多かった内容）	回答数
消防団の必要性、重要性の普及啓発、住民に対する理解、イメージアップ	35
団員の処遇、待遇、活動環境の改善	23
事業所等の協力、その働きかけ	14
団員活動の負担軽減	13
消防団の魅力、やりがいの創出	10

【減少市町村】

回答内容（自由記載のうち多かった内容）	回答数
消防団の必要性、重要性の普及啓発、住民に対する理解、イメージアップ	39
地域の活性化、地元での雇用創出	23
団員の処遇、待遇、活動環境の改善	15
事業所等の協力、その働きかけ	7
団員活動の負担軽減	6

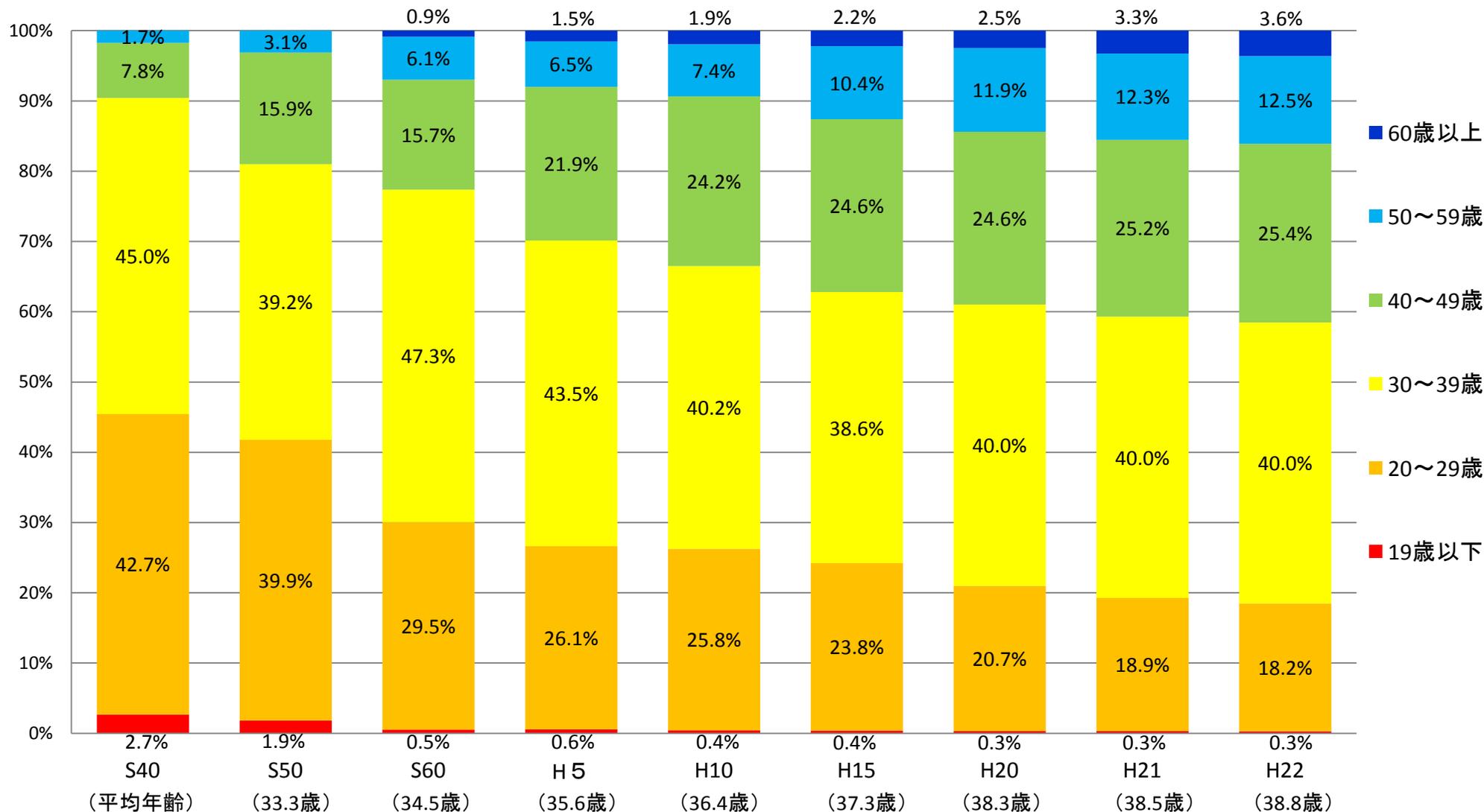
# 消防団員数の推移

資料 2



# 消防団員の年齢構成比率の推移

資料 3



※ S40、S50は「60才以上」の統計が存在しない。また、S40は平均年齢の統計が存在しない。

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証  
(ゴールドマーク)



市町村等が交付する表示証  
(シルバーマーク)



## 消防団協力事業所表示制度導入状況等 (平成22年10月1日現在)

●表示制度を導入している市町村 777

うち、表示証を交付済の市町村 514  
表示証を未交付の市町村 263

●消防団協力事業所数  
市町村協力事業所数 6,228  
総務省消防庁協力事業所数 187

「消防団協力事業所表示制度」の運用開始日!

総務省消防庁 ▶ 平成19年1月1日～ / 市町村等 ▶ 市町村等が定める日～

# 消防団協力事業所に対する支援策

## 自治体による支援策の実施状況

### <都道府県 8県>

(平成22年10月1日現在)

#### ①減税 1県

- ・法人事業税等の減税(長野)

#### ②入札 6県

- ・入札参加資格の加点
  - ・総合評価落札方式の加点 など
- (山形、富山、長野、島根、山口、高知)

#### ③その他 2県

- ・県知事表彰(広島)
- ・表示証購入のための財政負担(熊本)

### <市町村 50市町村>

#### ①入札 49市町村

- ・入札参加資格の加点
- ・総合評価落札方式の加点 など

#### ②その他 2市

- ・報償金支給(秋田県能代市)
- ・消火器の無償提供(愛知県豊田市)

### 長野県 消防団活動協力事業所応援減税

#### 1. 減税内容

(平成19年4月施行)

- ・法人事業税(中小法人)
  - ・個人事業税(個人事業主)
- 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

#### 2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 消防団協力事業所表示制度導入市町村に所在するすべての事業所が認定。
- ② 事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2人以上。
- ③ 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載。  
〔 資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人  
・青色申告書を提出する法人又は個人事業主 〕

#### 3. 適用実績

- ・法人 26件 減税額 191万5千円
  - ・個人 8件 減税額 73万円
- } 計34件 264万5千円

## 阪神・淡路大震災における北淡町消防団 (現淡路市消防団)の活躍

**地震発生から12時間以内に住民全員  
の安否を確認。**

平成7年1月17日午前5時46分、地面が激しく揺れ、地震が発生した。夜明け前のまだ薄暗い中、倒れた家屋の中に生き埋めになった住民やその家族が救助を求めた。

北淡町消防団員は、その声に応え、住民と協力し、自主的に救出活動を開始し、余震が続く危険な状態の中で住民の救助活動を実施した。その結果、午後4時52分には町内全域で約300名の生き埋めになった住民の救助作業を終了し、行方不明者ゼロを確認することができた。

今回の地震では日頃からの住民と地元消防団の連携と信頼関係が最大限生かされ、いち早く救助活動が開始され、また、地域コミュニティの存在から、所在確認をスムーズに行うことができた。



地震や風水害など大規模災害発生時における住民の救助活動は、地域に密着し、要員動員力に優れた消防団の役割が非常に重要。

# 大規模災害時の常備消防の限界

資料 6

## 1. 地震の発生

平成7年1月17日(火) 5時46分発生 震度7

## 2. 常備消防と消防団の体制

常備消防体制(神戸市) 平成6年4月1日現在

職員数	ポンプ車	救急車	救助工作車	化学車等	はしご車等
1,384	52	29	4	17	18

消防団(神戸市) 平成6年4月1日現在

団員数	ポンプ車	小型ポンプ数	小型ポンプ積載車
4,000	7	174	137

## 3. 被害状況

人的被害(神戸市)

死者(平成7年12月27日時点)	負傷者(平成7年5月23日時点)
4,484	14,679

神戸市内の日別火災発生件数

17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
109	14	15	8	5	3	6

17日に発生した神戸市内の火災の時間帯別発生状況

5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台
53	12	6	10	10	4

## 4. 常備消防の非常参集の状況

(1)初動時の体制

警防隊員数	部隊数
292	80(ポンプ車等36, 救助工作車4, 救急車27, はしご車等10, 電源車・支援車・消防艇各1)

(2)非常招集参集状況(職員数)

発生時(参集率)	2時間後	5時間後
305(23%)	約700(50%)	約1,300(90%)

## 5. 消火活動概要の記述(神戸市消防局)

- (1)火災は、地震発生直後に少なくとも市内58カ所で同時多発的に発生した。
- (2)7時ごろから、参集職員により臨時部隊編成、順次現場出場。
- (3)他都市消防本部からの応援消防隊について、第1先着は、11時10分の三田市消防本部。
- (4)地震発生と同時に灘消防署管内で発生した火災17件に対して、初動時から消火活動を行ったのは4件の火災にすぎない。
- (5)地震発生6時台、兵庫消防署、管内各署で炎上火災の発生している状況が無線が入ってくるが、すべての部隊が出場していたため出場できる部隊は残っていなかった。

# 大規模災害時の常備消防の限界

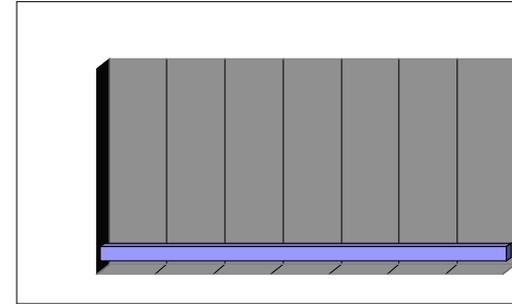
## 6. 救助活動概要の記述(神戸市消防局)

- (1) 地震発生直後、駆け込みで生き埋め者の救助要請があったが、あまりに件数が多いため、消防署では対応できない状況であった。
- (2) 初期段階では、現有消防力では手がまわらず、地元消防団並びに市民らの手で、家族、近隣住民の救出活動が行われ多数の人々が救出された。

## 7. まとめ

- ・地震発生から14分間で、53件の火災が発生した。火災対応できるポンプ車等は36台、はしご車等10台であった。
- ・7時ごろから参集者により臨時部隊を編成しているが、その頃、火災は71件発生していた。
- ・11時台に最初の応援部隊が到着しているが、その頃、火災は98件発生していた。

## 阪神・淡路大震災における救助の状況について



### 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と警察・消防・自衛隊による救助者数の対比



出典: 河田恵昭: 大規模地震災害による人的被害の予測, 自然災害科学 Vol. 16, N. 1, pp. 3-14, 1997

# 大規模災害時の消防団の役割

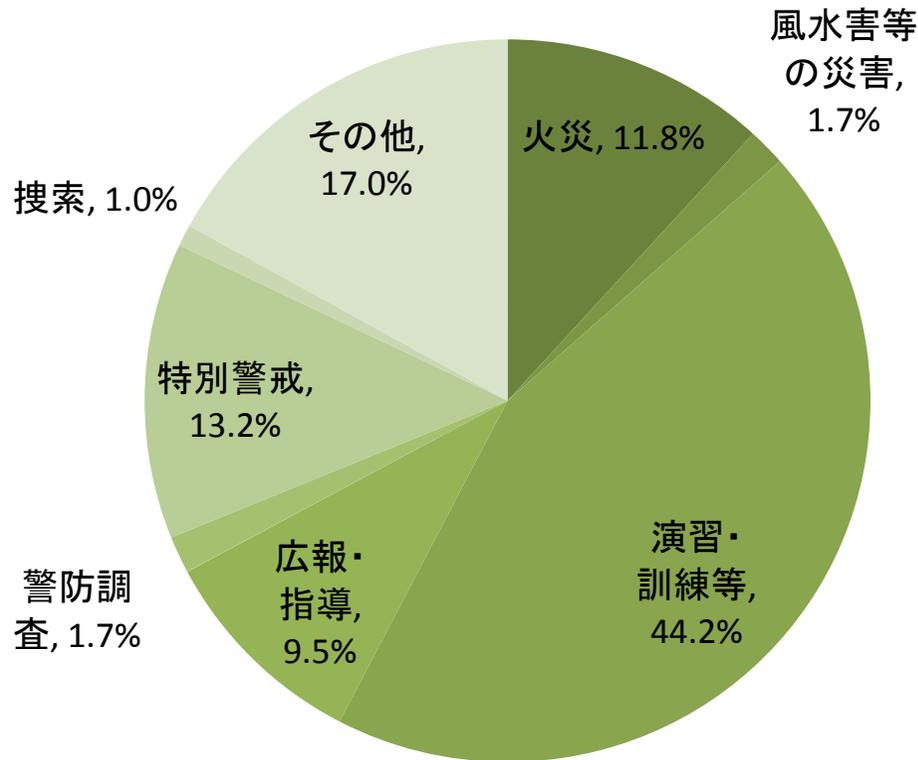
資料7

阪神・淡路大震災の際、西宮市及び芦屋市においては、消防団のポンプ車も含めた数で、火災1件当たり1台以上のポンプ車があった。

このことが、出火率が決して低くなかったにもかかわらず大規模延焼火災が少なかった理由の一つであったと考えられるとする研究結果がある。

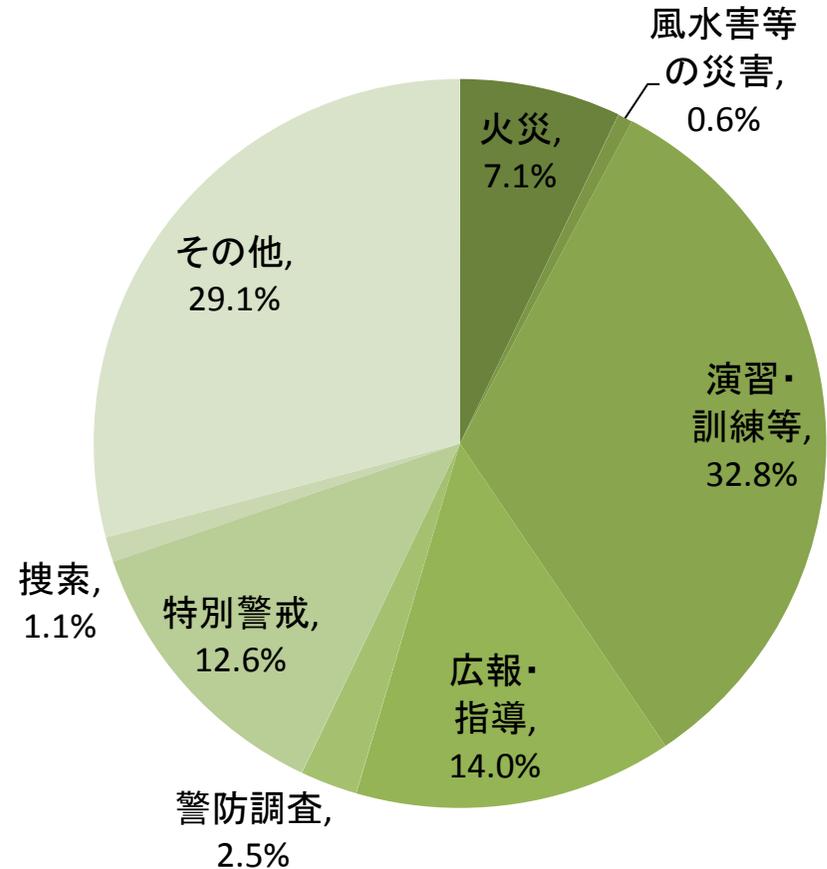
市区	管轄域内世帯数(世帯)	17日午前7時までに 出火した建物火災の 件数(件)	地震直後に 出動したポンプ 車数(台)	火災1件当 たりポンプ車 数(台)	火災1件当 たり平均焼損 棟数(棟)
西宮市	163,785	16	21	1.31	2.4
芦屋市	33,906	7	8	1.14	1.8
神戸市計	581,700	63	40	0.63	53.5
東灘区	77,000	9	5	0.56	16.0
灘区	55,000	13	4	0.31	29.4
中央区	56,000	9	5	0.56	4.1
兵庫区	53,000	11	5	0.45	45.1
長田区	53,000	13	5	0.38	218.8
須磨区	66,000	7	4	0.57	27.0

## 出動延べ人数 （全国）



※ 救急(0.1%)、救助活動(0.2%)、火災調査(0.005%)、予防査察(0.4%)、誤報等(0.5%)については、その他に含めた。

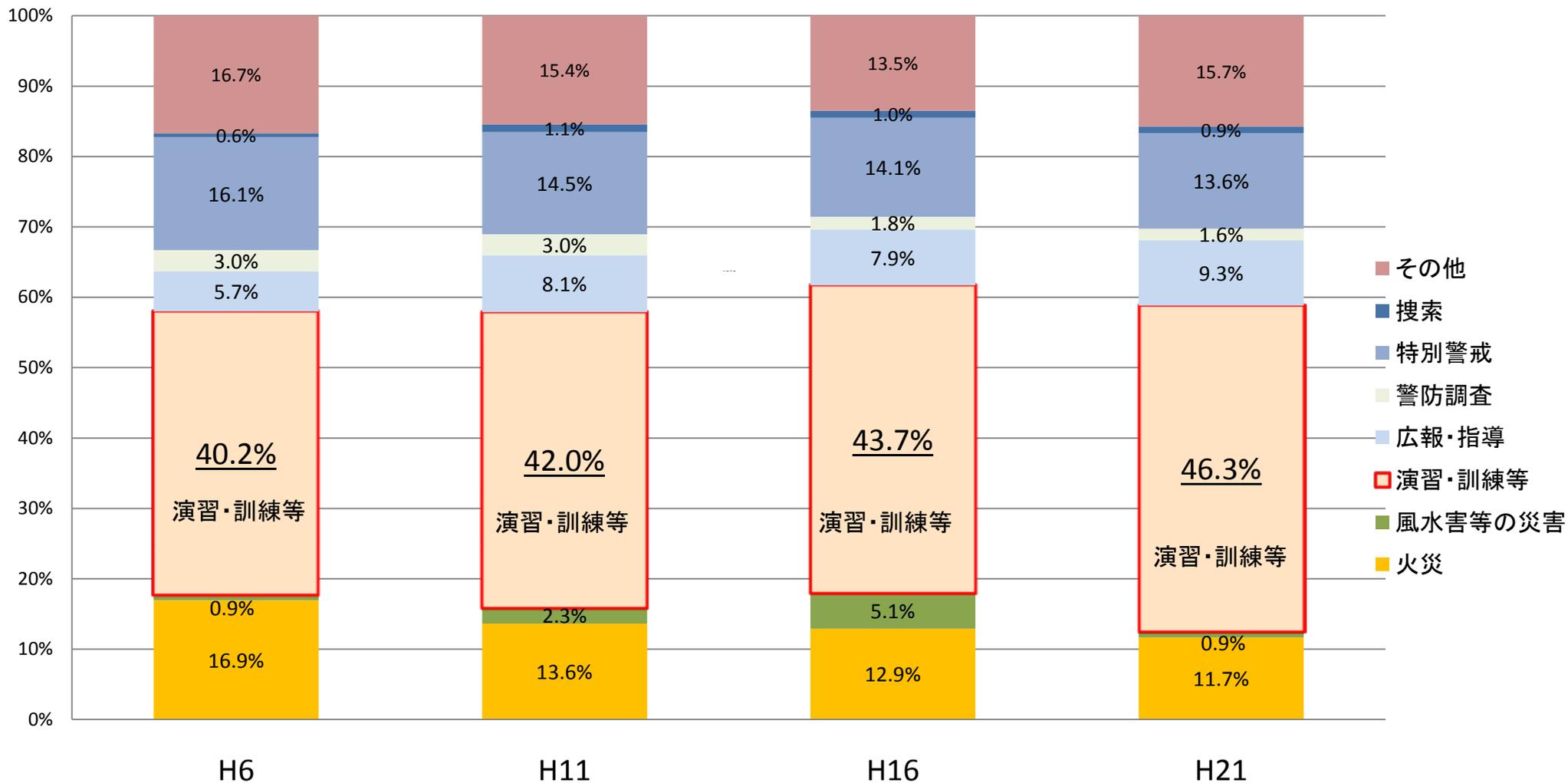
## 出動件数(全国)



※ 救急(0.2%)、救助活動(0.2%)、火災調査(0.005%)、予防査察(0.8%)、誤報等(0.7%)については、その他に含めた。

# 消防団員の出動状況（出動延べ人数）の推移

資料9



# 消防団の勤務条件

資料10

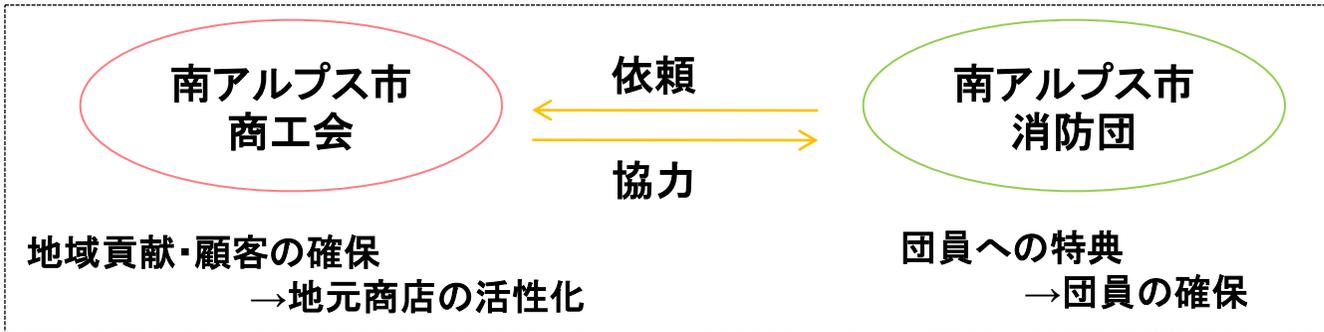
	交付税単価	現実の平均単価	支給例
年額報酬	36,500円／年 (一般団員)	25,475円／年 (一般団員) ※H20決算ベース	A団体 42,500円／年 B団体 174,000円／年 C団体 8,800円／年 D団体 16,000円／年 (一般団員)
出勤手当	7,000円／回	3,356円／回 ※H20決算ベース	A団体 3,000円／回 B団体 2,600円／回 C団体 1,000円／回 D団体 2,000円／回

# 山梨県南アルプス市での取り組み

資料 11

山梨県南アルプス市では、消防団員が減少していることから、それに歯止めをかけるため、南アルプス市消防団の団長や役員の働きかけで、2010年9月より商工会が消防団員の入団勧誘の後押しをしている。

商工会が消防団員サポート店を募集し、現在78の企業や商店が消防団員サポート店に加入している。サポート店は店先などに消防団が作成・交付したステッカーを掲示し、消防団員限定の代金割引等の様々なサービスを行っている。



## ＜サポートの事例＞

- ・飲食店での料金の割引、ドリンクのサービス等
- ・ガソリンスタンドでのガソリンの値引き等
- ・その他リフォームや家屋の修理費の割引等



サポート店ステッカー



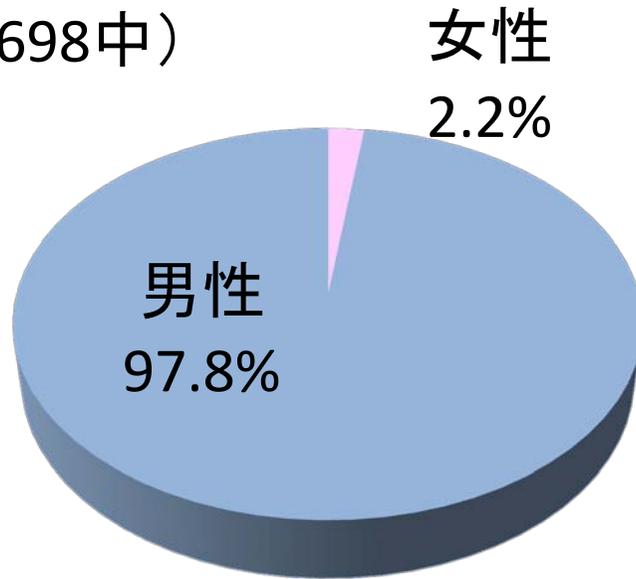
消防団員サポート店  
(写真中央にステッカーを掲示)



# 女性消防団員数の割合

資料 12

消防団員数  
(883,698中)

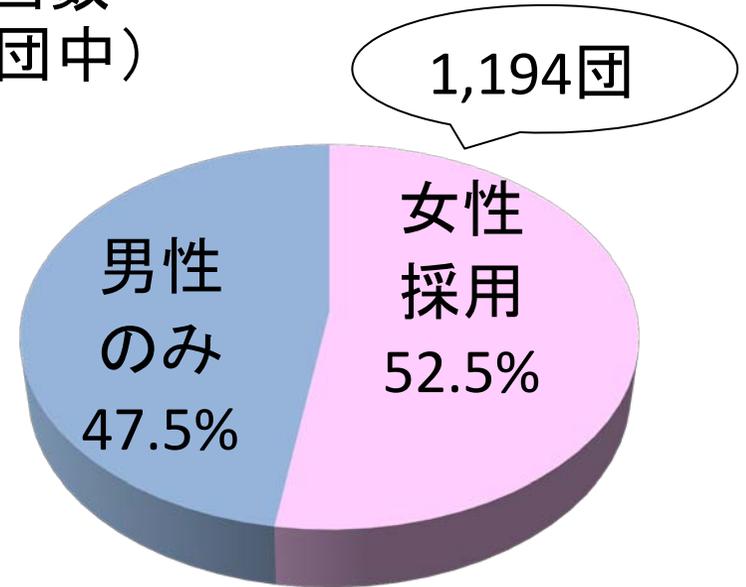


平成22年4月1日現在



増加しているとはいえ、女性は全体の2.2%であり、まだまだ足りない状況

消防団数  
(2,275団中)



平成22年4月1日現在



約半数の消防団では女性がいない状況

## ○女性消防団員の活動環境に関するヒアリングの概要

### A市（中国地方、人口約25万人）

ヒアリング実施日	9月5日（日）
ヒアリングした女性団員	18名
対象消防団の団員数	1,877名、女性消防団員30名（平成22年4月1日現在）

### B町（関東地方、人口約5万人）

ヒアリング実施日	9月12日（日）
ヒアリングした女性団員	4名
消防団員数	384名、うち女性消防団員10名（平成22年4月1日現在）

### C市（近畿地方、人口約5万人）

ヒアリング実施日	8月22日（日）
ヒアリングした女性団員	1名
消防団員数	167名、うち女性消防団員17名（平成22年4月1日現在）

### D市（中部地方、人口約15万人）

ヒアリング実施日	9月16日（木）
ヒアリングした女性団員	16名
消防団員数	2,281名、うち女性消防団員82名（平成22年4月1日現在）

### E市（関東地方、人口約70万人）

ヒアリング実施日	9月14日（火）
ヒアリングした女性団員	2名
消防団員数	1,558名、うち女性消防団員24名（平成22年4月1日現在）

# 女性消防団員の活動環境（ヒアリング結果）

質問	女性消防団員からの回答
Q1 主な活動内容は何ですか。	
(平常時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防運動、防火指導、初期消火訓練、イベント(A市)</li> <li>・幼児、高齢者、親子を対象とした防火教室(B町)</li> <li>・予防広報、救急指導の補助、防火指導、独居高齢者宅への防火訪問(C市)</li> <li>・火災予防広報、消火栓の点検、救命講習(D市)</li> <li>・予防啓発グッズの作成、広報誌の作成・配布、イベントでの子供の対応(E市)</li> </ul>
(災害時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後方支援(炊き出し等)、水害対応(A市)</li> <li>・今後の検討課題(B町)</li> <li>・通常火災は連絡は入るが、出動はしない(C市)</li> <li>・災害対応(消火、土嚢積み等)、後方支援(D市)</li> <li>・活動しない(E市)</li> </ul>
(大規模災害時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水活動(A市)</li> <li>・今後の検討課題(B町)</li> <li>・後方支援としての炊き出し等(C市)</li> <li>・災害対応(消火、土嚢積み等)、後方支援(D市)</li> <li>・後方支援(E市)</li> </ul>
Q2 今後取組みたい活動は何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、小学生向けの防災教育、広報活動、消火等の男性と同様の災害対応(A市)</li> <li>・地震等の防災教育(B町)</li> <li>・応急手当指導員・普及員の資格取得と団員による救急指導(C市)</li> <li>・災害対応、防災教育、独居高齢者宅の把握・防火訪問、要援護者支援(D市)</li> <li>・上級救命講習の受講と自治会の訓練等での指導(E市)</li> </ul>

# 女性消防団員の活動環境（ヒアリング結果）

質問	女性消防団員からの回答
<p>Q3 活動に必要な物(事)は何ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料作り等の作業用の部屋、女性用更衣室、広報車、夏用の制服・制服のスラックス 等(A市)</li> <li>・事務局・団幹部の理解と協力、防火教育の道具の製作費及び保管場所(B町)</li> <li>・女性用のトイレ・シャワー、制服のスラックス、女性消防団専用車両(C市)</li> <li>・女性用のトイレ、更衣室、広報車両、防災教育資材(AEDトレーナー、紙芝居など)、女性でも扱える小型ポンプ(D市)</li> <li>・心肺蘇生訓練人形とAEDトレーナーのセット(E市)</li> </ul>
<p>Q4 現在どのような訓練(教育)を受けていますか。また、今後受けたいですか。</p>	
<p>(現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽可搬ポンプ(D級)操法、応急手当普及指導員講習、規律・礼法(A市)</li> <li>・軽可搬ポンプ(D級)操法、応急手当普及員の資格取得(B町)</li> <li>・可搬ポンプ(B級)・軽可搬ポンプ(D級)操法、応急手当指導員・普及員講習(C市)</li> <li>・ポンプ操法(軽可搬ポンプ含む)、救命講習、消防学校への入校(D市)</li> <li>・普通救命講習、女性消防団員研修(県主催)(E市)</li> </ul>
<p>(今後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民指導時の話し方、市民に対する接し方(A市)</li> <li>・地震等の防災教育の内容・手法(B町)</li> <li>・防災教育の指導方法、防災知識(D市)</li> <li>・上級救命講習(E市)</li> </ul>
<p>Q5 どのようにすれば、消防団が活性化したいと思いますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団のアピール(家族の理解のため)、女性向け のパンフレット、報酬の改善、事業所の理解、(A市)</li> <li>・自分たちの活動の目標を持つ。各団が刺激し会える機会・場(B町)</li> <li>・他団との勉強会や交流会(C市)</li> <li>・団(特に女性団員)の活動を住民に認知してもらい、イメージの改善、地域にあった活動の実践(D市) 46</li> <li>・地域のサークル活動等への入団の働きかけ、成功事例を直接聞く(E市)</li> </ul>

# 女性消防団員の活動環境（ヒアリング結果）

質問	女性消防団員からの回答
Q6 入団して良かったこと(良くなかったこと)は何ですか。	
良かったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの出会い、経験、自分自身の成長、夢中になれること(B町)</li> <li>・応急手当・防災技術の知識・技術の取得、全国の女性消防団員との交流(C市)</li> <li>・地元の人たちとの繋がりが持てたこと、応急手当・防災技術の知識・技術の取得、全国の女性消防団員との交流(D市)</li> <li>・自主防指導時の住民の反応(E市)</li> </ul>
良くなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事、家庭との時間調整が難しい(B町)</li> <li>・階級をめぐる団員間のトラブル(女性団員には階級はなじまない)(C市)</li> <li>・仕事との両立が難しい(D市)</li> </ul>
Q7 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の女性消防団員がどのような活動をしているか知りたい(A市)</li> <li>・婦人防火クラブの活動が活発な地域の方が、女性の入団が難しい(B町)</li> <li>・全国一律の費用弁償・報酬金額になれば、不公平もなくなり満足度も上がる(C市)</li> <li>・各分団に活動内容が任されている(平成21年度に女性消防団員を本部付きから分団所属とした)、他の団との交流をもっとやってみたい(D市)</li> <li>・女性が消防団に入団できることが浸透していない、PRすべき(E市)</li> </ul>

# 津市消防団の取り組み（デージー分団）

資料 14

デージー分団は、平成18年1月に女性のみで組織する消防分団として発足し、現在15名（H22.4.1現在）の女性消防団員が、広報活動、一般家庭への防火訪問、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当指導など幅広く活躍している。

また、近年では防災訓練で、消火活動の訓練展示も行っている。

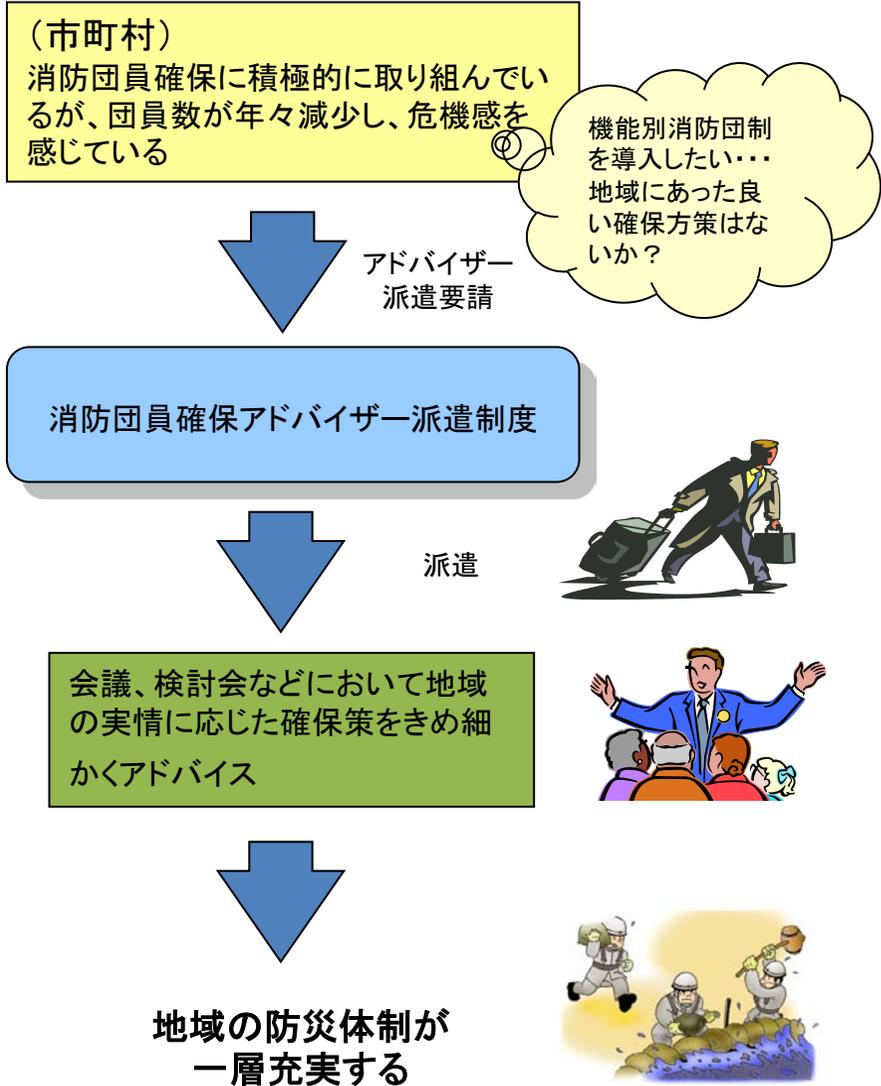
※ 「デージー」＝「ひなぎく(火無効く)」



# 消防団員確保アドバイザー派遣制度

資料 15

消防団の減少に歯止めをかけるため、団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣し、情報提供や具体的手順等に関する助言などを行う制度(派遣実績 83回(～H22.10月末))



消防団員確保アドバイザー名簿(36名)

都道府県名	氏名	所属団体・役職名	都道府県名	氏名	所属団体・役職名
1 青森県	沖田 隆成	南部町南部消防団長	19 静岡県	○ 小泉 秀子	裾野市消防団本部部長
2	○ 川崎由希子	五戸町消防団班長	20 愛知県	森山 修次	瀬戸市消防本部消防課主幹
3	後藤 一蔵	東北福祉大学兼任講師	21 三重県	○ 櫻川 政子	津市消防団津方面団分団長
4	佐藤 智一	仙台市消防局総務部総務課総務係主査	22 滋賀県	○ 山本きぬ江	野洲市消防団副団長
5	川井 憲	(元)大子町消防団長	23 奈良県	大川 龍助	(元)下市町消防団長
6 茨城県	米川 幸雄	阿見町消防団長	24 広島県	○ 神村登紀恵	広島市西消防団女性隊隊長
7	○ 山本みゆき	阿見町消防団班長	25 愛媛県	岡本 桂成	松山市消防局総務課長
8 群馬県	根岸 敏男	財団法人群馬県消防協会顧問	26	○ 石丸ちえみ	松山市消防団団員
9	佐藤 勝美	財団法人草加市体育協会事務局長	27 高知県	横山 隆一	財団法人高知県消防協会事務局長
10 埼玉県	橋口 良史	草加市消防本部総務課主事	28	○ 小野 政子	高知市消防団分団長
11	猪俣 利雄	(元)日高市消防団長	29	松尾 広寿	(元)立花町消防団長
12 千葉県	伊藤 新一	成田市消防本部副参事兼成田消防署長	30	松崎 博文	(元)立花町消防団長
13	森 連	(元)京橋消防団長	31 福岡県	太田 和弘	北九州市消防局戸畑消防署庶務係長
14 東京都	鈴木 浩永	東京消防庁防災部消防団課長	32	○ 内村美由紀	北九州市八幡東消防団分団長
15	○ 小澤 浩子	赤羽消防団副団長	33	○ 安達 美保	北九州市小倉南消防団団員
16 新潟県	星 鐘一郎	見附市消防団長	34 佐賀県	古賀 大喜	財団法人佐賀県消防協会常務理事
17 長野県	五十嵐幸男	財団法人長野県消防協会参与	35 熊本県	○ 長濱美根子	(元)津奈木町消防団副団長
18 岐阜県	樋口 次之	財団法人岐阜県消防協会顧問	36 沖縄県	新垣 能一	石垣市消防団長

※ 49名の現役消防団長をはじめ、団長経験者や女性消防団員(表中の○印は女性)、消防職員など都道府県からの推薦を受けて、消防庁長官が委嘱。



- 千葉県千葉市では、平成22年4月、淑徳大学の防災ボランティア組織「淑徳大学学生消防隊」のメンバーからなる学生消防団(団員11名 うち女性5名)を「千葉市消防団第3分団5部」として、大学キャンパス内に発足させた。
- 大学構内だけではなく、地域の消防職員の活動の後方支援、広報活動、救急救護等に当たっている。
- 平成22年6月には、千葉市の操法大会にも参加した。

- ・火災予防思想の普及を図る
- ・小学生、中学生等が参加
  - －平成20年より高校生まで対象拡大
- ・5,095団体、約431千人が活動中  
(平成21年5月1日現在)
- ・学校単位、消防署単位、自治会・町内会単位などで活動
- ・毎年、優良なクラブを表彰
- ・活動には消防署、消防団などが協力

## 活動内容(例)

- ・初期消火、応急手当などの訓練
- ・防火防災の知識習得
- ・防火防災に関する研究発表、ポスター作成、防災まち歩き
- ・火災予防の呼びかけ、防火広報活動



防災まち歩き



消火訓練

## ヨーロッパ青少年消防 オリンピック

平成21年7月にチェコ共和国で開催されたヨーロッパ青少年消防オリンピック(ヨーロッパ地域22カ国出場)に、日本代表として4少年消防クラブの20名が参加した。



# 少年消防クラブの活動

## 少年消防クラブは・・・

- ・各種活動を通して防火・防災思想の普及を図る
- ・将来の地域防災を支える人づくりの重要な一翼を担う

## 少年消防クラブの現況

(平成21年5月現在)

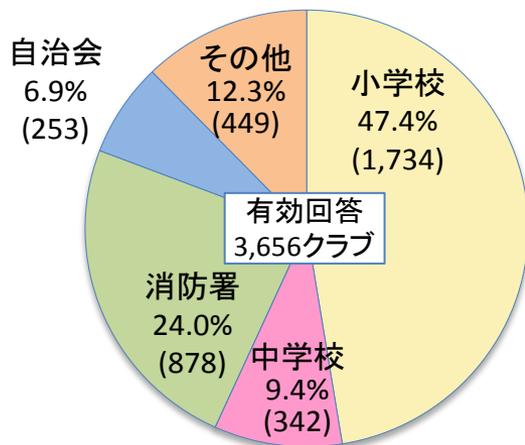
クラブ数 5,095クラブ  
クラブ員数 430,835人

「消防防災・震災対策現況調査」より

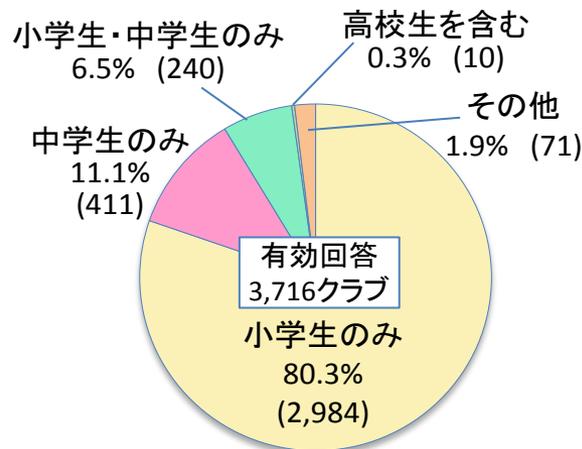
(参考)平成21年3月末現在 5歳階級別人口  
(住民基本台帳に基づく)

5～9歳	5,791,046人
10～14歳	6,007,293人

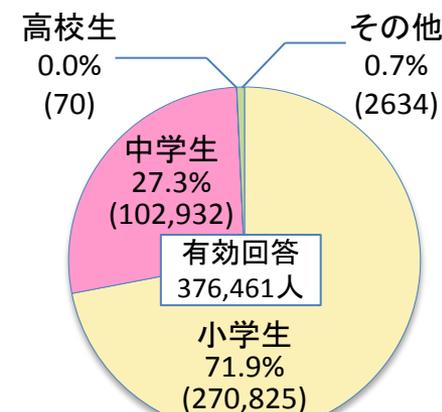
### クラブを所管する組織 内訳



### クラブ対象年齢 内訳



### クラブ員 内訳



# 少年消防クラブの活動

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長 あて

【消防庁 防災課長通知】(平成20年11月21日付消防災第308号)  
「青少年の防災ひとづくりの推進について」

・文部科学省からも各都道府県・指定都市教育委員会あてに  
同趣旨の通知を发出

- 幅広く青少年の防火・防災意識を高め、防災ひとづくりを推進する観点から、今後、高校生など16歳から18歳までの青少年を対象を広げることについて検討いただくよう依頼。
- その際、従来の少年消防クラブとは別に16歳から18歳までの青少年だけの独自の組織を創設することなど、地域の実情に応じた対応も考えられる。

## 少年消防クラブの充実方策に関する検討会(平成21年度)

### 【主な検討項目】

- 少年消防クラブの現状と課題
- 少年消防クラブの活性化の方策
- 年齢を引き上げた青少年消防組織の活動

報告書

「少年消防クラブの活動の一層の充実をめざして」

少年消防クラブ活動は、少年少女自身にとって、災害、防災について学ぶ貴重な機会であるとともに、将来の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として重要であることを踏まえ、今後も引き続き関係機関、関係団体が連携協力し、少年消防クラブの活性化方策(例えば、活動モデルの提示、モデル少年消防クラブの選定、指導者の養成など)についての検討を続けていく必要がある。

## モデル少年消防クラブの選定(平成22年度)

- 少年消防クラブ活動モデルに掲げる活動などを含めて活発な活動に取り組もうとするもので、消防・防災の実技については、消防職員、消防団員による指導が行われることとされていること。
- クラブメンバーには、中学生以上が加入しており、あるいは加入を予定しているものであること。

少年消防クラブ活性化推進会議(※)が選定

モデル少年消防クラブ(全国55クラブ)

支援

- (1) 活動服の支給
- (2) 資機材等の購入に対する助成
- (3) 実技指導マニュアルDVDの交付
- (4) 指導者研修会の開催 等

(※)平成22年1月 発足

委員長:秋本 敏文氏((財)日本消防協会・(財)日本防火協会 理事長)  
会議メンバー:総務省消防庁、文部科学省、全国消防長会、全国市長会、  
全国町村会、(財)日本防火協会、(財)日本消防協会

(下線は事務局)

(日本消防協会・日本防火協会による支援)

# 少年消防クラブの活動

## 五戸高校少年消防クラブ(青森県五戸町)

平成22年3月末、日本消防協会副会長でもあります川崎七保五戸町消防団長の働きかけにより、青森県内ではもちろん東北地方でも珍しい高校生の消防クラブが結成されました。

クラブ員は21名。うち半分が女性ですが消防に関心のあるメンバーが集まり、初代隊長には将来消防職員を目指す川守田義仁君が就任しました。

結成当初から約1ヶ月後の五戸地区消防団連合観閲式に参加することが決まっており、初日から早速規律訓練を行い、整列や動作の仕方を地元消防署員や消防団員から指導を受けました。その後も訓練に励み即席ではありましたが、迎えた観閲式では整列と分列行進を堂々と披露することができました。

今後は初期消火や応急手当など実技体験をしながら消防防災を学んでいく予定です。



## 成城消防少年団(東京都世田谷区)

成城消防少年団は、東京都世田谷区の西に位置し、神奈川県と隣接する地域で、佐久間団長以下指導者16名、団員25名で活動しています。

活動は、初期消火訓練や応急救護訓練等、各種訓練をはじめ、防火防災の広報活動や老人ホーム訪問、夏季キャンプなど様々な知識や経験を身に付けられるよう内容を工夫しています。

昨年度は、発団30周年の年にあたり、記念式典には、お世話になった方や地域の人たちをお招きし、日頃の訓練成果を披露しました。また、8月30日の東京都世田谷区調布市合同総合防災訓練では、消防隊や消防団、ハイパーレスキュー隊と一緒に訓練を実施し、私たちの行ったD型可搬ポンプによる消火活動や救助活動に対し、猪瀬直樹東京都副知事から激励をいただきました。

D型可搬ポンプ操法は、中学生団員が繰り返し訓練しているもので、今年度の新中学生団員も消防職員やサブリーダーから厳しい訓練指導を受けました。

成城消防少年団の卒団者の多くは、東京消防庁災害時支援ボランティアに登録するなど、地域防災に貢献しています。



**「消防団の充実強化についての検討会」報告書**

平成22年12月

総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課